

○原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七十七号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 原子力損害賠償責任（第三条―第五条の二）</p> <p>第三章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第四条の二 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が一工場若しくは一事業所当たり又は一原子力船当たり五兆円を超えるときは、当該損害を当該原子力事業者が賠償することにより生ずる損失の額のうちその超える額に相当する額を負担するものとする。</p> <p>第四条の三（略）</p> <p>（代位等）</p> <p>第五条の二 政府は、第四条の二の規定により負担した場合において、その負担に係る損失を生じた原子力事業者が第三者に対して</p> | <p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 原子力損害賠償責任（第三条―第五条）</p> <p>第三章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>第四条の二（略）</p> <p>（新設）</p> |

求償権を有するときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として当該求償権を取得する。

一 政府が負担した額

二 当該求償権の額から政令で定めるところにより算定した額を控除した額

2

第四条の二の規定による負担に係る損失を生じた原子力事業者が求償権の行使により支払を受けたときは、政府は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額の限度で、同条の規定による負担の義務を免れる。

一 当該原子力事業者が当該求償権の行使により支払を受けた額から政令で定めるところにより算定した額を控除した額

二 第四条の二の規定により政府が負担の義務を負うべき額

(国の措置)

第十六条 政府は、第四条の二に定めるもののほか、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額を超え、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うものとする。

2  
(略)

第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

(国の措置)

第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

2  
(略)

(第四条の二、第五条の二、第十条第一項及び第十六条第一項の規定の適用)

第二十条 第四条の二、第五条の二、第十条第一項及び第十六条第一項の規定は、平成三十一年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

(国に対する適用除外)

第二十三条 第四条の二、第五条の二、第三章、第十六条及び次章の規定は、国に適用しない。

(第十条第一項及び第十六条第一項の規定の適用)

第二十条 第十条第一項及び第十六条第一項の規定は、平成三十一年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

(国に対する適用除外)

第二十三条 第三章、第十六条及び次章の規定は、国に適用しない。

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>（資金援助の申込み）</p> <p>第四十一条 原子力事業者は、賠償法第三条の規定により当該原子力事業者が損害を賠償する責めに任ずべき額（以下この条及び第四十三条第一項において「要賠償額」という。）が賠償措置額を超えると見込まれる場合には、機構が、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に資するため、次に掲げる措置（以下「資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができる。</p> <p>一 当該原子力事業者に対し、要賠償額（当該要賠償額が五兆円を超えるときは、五兆円）から賠償措置額を控除した額を限度として、損害賠償の履行に充てるための資金を交付すること（以下「資金交付」という。）。</p> <p>二〇五（略）</p> <p>二〇三（略）</p> <p>第五十一条 削除</p> | <p>（資金援助の申込み）</p> <p>第四十一条 原子力事業者は、賠償法第三条の規定により当該原子力事業者が損害を賠償する責めに任ずべき額（以下この条及び第四十三条第一項において「要賠償額」という。）が賠償措置額を超えると見込まれる場合には、機構が、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に資するため、次に掲げる措置（以下「資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができる。</p> <p>一 当該原子力事業者に対し、要賠償額から賠償措置額を控除した額を限度として、損害賠償の履行に充てるための資金を交付すること（以下「資金交付」という。）。</p> <p>二〇五（略）</p> <p>二〇三（略）</p> <p>（資金の交付）</p> <p>第五十一条 政府は、機構が特別資金援助に係る資金交付を行う場合において、第四十八条第二項の規定による国債の交付がされて</p> |

第六十八条 削除

もなお当該資金交付に係る資金に不足を生ずるおそれがあると認めるときに限り、当該資金交付を行うために必要となる資金の確保のため、予算で定める額の範囲内において、機構に対し、必要な資金を交付することができる。

(政府による資金の交付)

第六十八条 政府は、著しく大規模な原子力損害の発生その他の事情に照らし、機構の業務を適正かつ確実に実施するために十分なものとなるように負担金の額を定めるとしたならば、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼす過大な額の負担金を定めることとなり、国民生活及び国民経済に重大な支障を生ずるおそれがあると認められる場合に限り、予算で定める額の範囲内において、機構に対し、必要な資金を交付することができる。